

令和7年度第6回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和7年9月22日(月) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合曾於支所大崎連絡所 2階会議室

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員, 2番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員
5番 ○○委員, 6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員
9番 ○○委員, 10番 ○○委員, 11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 5番 ○○委員
6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員
10番 ○○委員, 11番 ○○委員, 12番 ○○委員

計22名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

9/1(月) 令和7年度 鹿児島県農業委員会女性委員の会総会・研修会
～2(火) 令和7年度 農業者年金加入推進特別研修会(鹿児島市)

9/5(金) 9月定例常設審議委員会(鹿児島市)

9/11(木) 曾於地区共進会(曾於市)

9/17(水) 令和7年度 第1回自殺対策協議会

開 議 第1. 会議録署名委員の指名(3番 ○○○○委員, 4番 ○○○○委員)
第2. 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第30号 地域農業経営基盤強化促進計画(変更案)に対する意見
聴取について
第4. 議案第31号 農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見について
第5. 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
第6. 議案第33号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
その他

開 議

事務局長 ただいまから令和7年度第6回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは会長から挨拶と経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。9月の半ばを過ぎても、毎日暑い日が続いておりますが、夜ふと見上げた美しい夜空に秋が近づいている事を感じます。先月開催された大崎町畜産振興協議会総会の後、町長が私の所に来られ、堆肥の野積みや悪臭の問題について「農業委員会には、苦情などないですか」と話をされました。委員会の方でも、注意喚起や指導をして頂けないでしょうかとの要望でした。また先日参加した大崎町自殺対策協議会の中でも、「見守り隊のような方々が一人でも多くいて欲し

い」「各組織の活動の中で見守り活動に取り組んでほしい」との事でした。現在、我々が取り組んでいる「鹿児島県農業委員会リレーションシップ活動」の中で、堆肥の野積みの問題などがないか気を配りながら、高齢者や一人暮らしの方々に、少しでも、お声がけしていただけます様、お願いいたします。それでは、経過報告を致します。9月1日・2日 令和7年度鹿児島県農業委員会女性農業委員の会総会・研修会、令和7年度農業年金加入推進特別研修会（鹿児島市）、9月5日 9月定例常設審議委員会（鹿児島市）、9月11日 曾於地区共進会（曾於市）、9月17日 令和7年度第1回大崎町自殺対策協議会、以上の会に出席して参りました。それでは、会議に入ります。まず、会議録署名委員の指名を行います。3番 ○○○○委員・4番 ○○○○委員をお願いいたします。本日は、議案第29号から議案第33号までを議題といたします。開けて頂きまして、1ページ、総会審議内訳表でございます。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条4件、地域計画1件、農振2件、4条1件、農地バンク法による農地中間管理権の設定25件、合計33件でございます。2ページ、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。3ページ、審議番号1番の調査報告を事務局お願いいたします。

○○○○ 第3条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。まず申請人についてです。渡し人は、○○県の○○○○さんです。受け人は、○○町の○○○○さんで認定農業者ではございません。主な経営作物は、水稻、甘藷です。申請地は、神領字入枝○○○○ 田 他4筆 3,412㎡です。申請理由ですが、渡人が贈与を行い、受人が受贈するものです。次に調査内容について報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。機械保有は軽トラックを1台保有しており、トラクターは必要により兄弟のものを借りる予定です。通作距離ですが、自宅から0.4km、車で3分程です。新規農業者で自作地はありませんが、数年前から兄弟の畑で玉ねぎ、甘藷等をつくり農作業経験はあります。4号農作業常時従事要件も150日以上農作業に従事すると認められます。なお、今回の申請にあたり営農計画書、確約書も提出してあります。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響ありません。水利作業等への参加については協力しますとのことでした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号1番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 （挙手）

議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番、審議番号3番、審議番号4番につきましては、譲受人が同一人物のため一括して審議いたします。調査報告を○○委員お願いします。

○○委員 第3条申請、審議番号2番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、○○地区の○○○○さんです。譲受人は、○○地区の○○○○さんで、認定農業者です。主な経営作物は、米です。申請地は、菱田字二反田○○○○ 田 他2筆 3,027㎡です。審議番号3番について報告いたします。譲渡人は、○○県の○○○○さんです。譲受人は同一です。申請地は、菱田字浜川

原〇〇〇〇 田 1筆 732 m²です。審議番号4番について報告いたします。譲渡人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。譲受人は同一です。申請地は、菱田字二反田〇〇〇〇 田 他1筆 1,051 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大するものです。次に調査内容について報告します。第1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、義父、子、義弟、臨時雇用4名の8名です。農作業技術力は農作業歴48年とあります。機械保有は、トラクター10台、耕運機1台、田植機4台、コンバイン5台、トラック10台と十分です。通作距離はそれぞれ自宅から6～7kmで、車で12～13分のところですが、4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。自分の地域の田畑の土手が荒れていて、他の委員の皆様はどういう対処をされているのか意見をお聞きしたいです。お願いします。

議長 ただいまの案件について皆様のご意見はございませんか。私も3条申請の調査があったんですけど、この度、畔のことも付け加えてお願いしたところですが、今〇〇委員も何回も現地確認に行かれて、畔とか確認されて「必ず管理してくださいね」とお願いをしたという発表であります。皆様のご意見はないでしょうか。

〇〇委員 私も発言はいいんですか。

議長 はい。

〇〇委員 失礼なことを言いますけど、〇〇〇〇さんの貸借されている田畑は、実際言うとう手入れをしないんですよ。どこの地域も恐らく困っていると思います。たまにこの頃1年に2回ぐらい刈っているかなというぐらいな感じで、隣の農地所有者は相当参っていると思います。たくさんまとめて作っていらっしゃいますから、我々としては歓迎するんですけど、農業委員会から田の畔の管理について要請することはできないんですか。我々委員から言っても聞いてもらえないので、できればそういう通知書を出してもらえればと思います。されるかどうかはわかりませんが。以上です。

議長 他にございませんか。はい、〇〇委員。

〇〇委員 私の担当区の田ですが、先日ドローン同好会の研修で現地を見てもらったんですが、非常に荒れている現状を見てもらえて、畔だけじゃなくて管理している道路や河川敷の道路も含めて、その地区は約90%以上が3法人（個人）で管理されているんです。田植がだいたい3月の下旬から一番遅い人は7月の中旬まで植えているというなかで、畔や道路を切る人が誰もいない状況で、切るのは農地・水のみどりサークルで7月の稲刈り前に皆で作業をする時がだいたい1回です。農地パトロールをしたときも私の軽トラックの高さくらいの草が生えていて、その中を進まないといけない状況でした。1反とか2反とか個人で作っていらっしゃる方は、自分の畔はちゃんと切っていらっしゃいます。手が回らないからそうなっているのか分かりませんが、植えた後の田の管理をされている状況じゃないです。ほとんどが飼料用稲が大部分を占めているので、それで済むのかなとは思いますが、実際このような現状を見たときに、畔や管理道路の除草は定期的にするという条件を付けて貸し借りできるようになるといいのかなと感じました。

議長 ただいま意見がたくさん出ましたので、今後の畔等の管理については、総会終了

後の勉強会で議論できればと思っていますが、まだ意見があればおっしゃってください。

〇〇委員 実際、調査に行ったときに〇〇さんとも土手草のことで色々あったので話し合いをして、事務局とも何回か相談をしました。その中でどうしたらいいのかなという思いがあって今日は話をさせてもらったんですけど、私も一人でちょっと結論がでなかったものですから皆さんの意見を聞いたところです。どうかよろしく願います

議長 はい、〇〇委員。

〇〇委員 〇〇さんだけでなく、払わない人は払いません。私の作っている田の横もその話が出た人が作ってらっしゃってですね。普通の草ならまだいいんですけど数珠玉（植物）が茂ると土側溝中に密集して水も流れない状況になる。目に余って自分で切るんですけど除草剤をかけないとなくなりません。この方々が作らなくなると大変なことになる側面もありますから総会終了後のその他で話をさせていただけたらと思います。

議長 それでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは勉強会の中で、そのことについて議論をしていただきたいと思います。審議番号2番、審議番号3番、審議番号4番につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 （挙手）

議長 挙手多数。よって審議番号2番、審議番号3番、審議番号4番につきましては、許可といたします。4ページ、議案第30号「地域農業経営基盤強化促進計画（変更案）に対する意見聴取について」を議題といたします。5ページ、審議番号1番は、7ページ、議案第31号 農振453番、9ページ、議案第32号 農地法第4条、審議番号1番と同一案件のため一括して審議いたします。調査報告を〇〇委員願います。

〇〇委員 地域計画変更 審議番号1番、農振用途変更 453番、農地法第4条 審議番号1番について調査結果を報告いたします。申請人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。住所は、〇〇〇〇〇〇とあります。申請地は、大崎町野方字佐土原〇〇〇〇 畑 他2筆 838㎡です。場所は、資料の1-1から1-5をご覧ください。〇〇公民館のすぐ横になります。申請目的は、牛舎・農具倉庫です。ここで報告をする前に始末書が出されていますので読み上げます。1-5をご覧ください。下記申請地には、従前より牛舎及び農具倉庫が存していました。その牛舎、倉庫が台風により全壊したため、今般新たに牛舎倉庫を建築したものです。そのため農地法の許可があったものと思っていましたが、今回農業委員会等にその必要な申請がなされていないことが判明しました。今般、あらためて農地法及び必要な手続きを申請します。今後、農地法を遵守しこのようなことがないようにしますので、本申請につきまして、許可下さいますようお願い申し上げます。申請地、曾於郡大崎町野方字佐土原〇〇〇〇 414㎡は、牛舎敷地です。曾於郡大崎町野方字佐土原〇〇〇〇 263㎡は、農具倉庫、駐車場他です。曾於郡大崎町野方字佐土原〇〇〇〇 161㎡も、農具倉庫、駐車場他になります。令和7年9月22日、曾於郡大崎町菱田〇〇〇〇、申請人 〇〇〇〇とあります。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、農用地区域内農地の農地利用計画指定用途と判断いたしました。続いて一般基準で

す。雨水は、自然流下です。土砂の流出防止対策として、土手法面保護をするので問題ありません。日照・通風ですが、周囲は自分の土地なので問題ありません。隣接地の所有者への説明は、必要ありません。通路は、道路に面しているため、問題ありません。資力は、既に立っているので資金証明は不要です。信用は、問題ありません。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの案件について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは只今の案件につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって只今の案件は、許可といたします。6 ページ、議案第 31 号「農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見について」を議題といたします。審議番号 454 番についての調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 農振用途変更、審議番号 454 番について調査結果を報告いたします。申請人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町井俣字平良上〇〇〇〇 畑 1 筆 2,950 m²のうち 195 m²で、場所は現地調査資料の 2 の 1 から 2 をご覧ください。申請目的は、牧草用倉庫です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、農用地域内農地の農地利用計画指定用途と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は、自然流下です。土砂の流出防止対策として、盛土をするとのことで問題ありません。日照・通風ですが、周囲も自作地なので問題ありません。隣接地の所有者への説明も必要ありません。通路は、自分の牛舎敷地から入るので問題ありません。信用は、問題なしです。なお転用面積が 200 m²以内で、かつ農業用施設であれば、許可不要で届出のみの手続となり、既に農業委員会への届出はなされております。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号 454 番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号 454 番につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号 454 番につきましては、許可といたします。8 ページ、議案第 32 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、一括審議済みで許可となっております。10 ページ、議案第 33 号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。11 ページ、農用地利用集積等促進計画（案）総括表でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第 33 号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」、11 ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和 7 年 12 月 1 日、期間は 10 年です。中間管理権の設定面積は、田が 19,222 m²、畑が 73,904 m²、計 93,126 m²でございます。12 ページから 14 ページが内訳です。資料 4 を添付しておりますので、ご参考にしてください。

議 長 12 ページ、連番 1 番から連番 21 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、連番 1 番から連番 21 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、連番 1 番から連番 21 番までは許可いたします。13 ページ、14 ページ、連番 22 番から連番 26 番、連番 40 番、連番 43 番、連番 46 番、47 番、48 番、49 番を除いて、連番 54 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、只今の案件を許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、只今の案件につきましては、許可いたします。13 ページ、連番 26 番、連番 43 番、14 ページ、連番 46 番、47 番、48 番、49 番につきましては、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは、13 ページ、連番 26 番、連番 43 番、14 ページ、連番 46 番、47 番、48 番、49 番を一括して審議いたします。

議長 何かご質問ありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。只今の案件につきまして許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって只今の案件は、許可いたします。

(〇〇委員入室)

議長 ここで職務代理に議長の交代をお願いします。

職務代理 ここから私のほうで議長を務めさせていただきます。13 ページ、連番 40 番につきましては、〇〇委員の案件でありますので〇〇委員の退室をお願い致します。

(〇〇委員退室)

議長 それでは、13 ページ、連番 40 番について審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

職務代理 議長 なしということであります。それでは、連番 40 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。挙手多数。よって、連番 40 番については、許可と致します。

(〇〇委員入室)

職務代理 議長 それでは会長に議長の交代をお願いいたします。

議長 最後のページになります。休会中の報告、あっせん関係でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 休会中の報告についてです。1 番、2 番、3 番は、〇〇〇〇と 10 月 7 日にあっせん会を開催する予定です。空いているのが 4 番です。

議長 4 番のあっせん状況の説明を〇〇委員お願いします。

〇〇〇〇 はい、説明します。借り手はいらっしゃるんですが、農地が狭いために他に周辺

に併せて貸して貰える農地がないか見つけてほしいとの事で、今探しているところです。よろしくお願いします。

議 長 引き続き、よろしくお願いいたします。その他、何かご意見ご質問はございませんか。はい、〇〇委員。

〇〇委員 先ほど、畦畔や農道の草払いがされていなくて非常に困っているという意見がありました。非常に難しい問題だと思います。農業委員会で協議して、農業委員会として新たに農地を借りられる方や借りていらっしゃる方に対して「草を払わないから貴方は農地を借りる資格はありませんよ」というような権限が農業委員会としてあるのかどうか、議論をしても最終的にはそこになるのではないかと思います。農業委員会として草を切らない農家はダメですよという権限があるのかどうかをお聞きしたいのですが。

議 長 局長をお願いします。

〇〇〇〇 畦等の管理をされていない農家さんにたいしてNOと言えるのかということですが、我々も〇〇委員からの報告を受けて事前に調べさせていただきました。通常3条申請の中で、1号全部利用効率要件と委員の皆様からも報告していただいておりますが、実はこの中に畦等の管理も含まれるということでありました。3条の許可をする段階で、調査報告の中で「1号全部利用効率要件です。」と報告をされた場合は「畦等の管理もちょうとされる農家さんです。」という事も含んでいることとなります。〇〇委員のおっしゃるとおり、繊細な案件で、大きな農家への集積に影響が出る可能性もあります。今回、貸借ではなく所有権移転という形で上がって参りました。本来は、貸借であっても同様に全部利用効率要件かどうかという判断をしないといけないところですが、今回、所有権移転という事で委員の皆様が現地調査をします。〇〇委員に行っていただいたのですが、農業委員会の許可案件として直接受け手と話をする機会があります。貸借の場合は、現地調査をしませんのでその機会がありません。〇〇委員には、何回も受け手と話をさせていただき、指導をさせていただき、直前まで管理されていなかった場所が解消されたという報告を今朝お聞きしました。微妙な問題も含んでいますが、3条の1号全部利用効率要件の中に畦の管理まで含めて効率的に利用するという事が含まれているとご理解いただければと思います。付け加えまして、事務局の考え方を事前に説明させていただきますと許可の条件につけられないかという事も検討してみました。その回答は1号全部利用効率要件の中に含まれているので、敢えて許可条件につけるという事は全国的にも見られないという事でした。あともう1点考えたのが、確約書です。委員会としては、必要と認められる書類の添付を求める事は認められています。求める手法は議論していただくこととなりますが、当分の間3条申請の際に「畦の管理もします。」というような確約をいただきながら進めていく方法であります。これも委員の皆様の議決をいただければ可能かなと考えております。申請に至っては特殊な場合を除き、必要以上の書類を求めないようになっていますが、畦の管理の問題について大崎町農業委員会としては重く受け止めていますという意味で当分の間確約書を求め、問題が解消してきたら必要以上の書類に当たると判断し、添付を求めないというような事も皆様の決議によっては、そのような事も可能ではないかと考えております。

議 長 よろしいでしょうか。はい、〇〇委員。

〇〇委員 今、〇〇委員が言われたのは、3条だけじゃなくて貸し借りの部分まで含んで農

業委員会としてそういう権利があるのかということだったと思うんですけど、〇〇さんが耕作されているのは、大半が借りていらっしゃる農地だと思います。なので先ほど3条について確約を取ることだったんですけど、大半が貸し借りで稲作をされているのでそこは漏れるのではないかと思います。

〇〇〇〇 はい、おっしゃる通りです。説明が足りずにすみません。実は今後も所有権移転が増えてくる可能性があるので議論するタイミングとしては良いのではないかと考えました。貸し借りに関しては、たしかに現地調査をしないので確約とか書類の提出まではできませんけど、普段の委員の皆様の活動の中で、「しっかり管理をお願いします」と言っていただくことは可能なのではないかと思います。皆様から色々な意見を出していただき議論していただければと思います。必要な決めないといけないことがあれば来月の総会で議決していただく事も可能だと思います。

〇〇委員 先ほどから〇〇さんの話が上がっていますが、〇〇さんだけじゃないです。益丸の水田を見ると凄い状態です。〇〇さんだけじゃないんだという認識は持ってください。農業委員会として畔を払わないから指導をするという行動を起こせるのか起こせないのかという1点なんですけど、並行して水利組合の管理下でもあるので水利組合も動かないと行けないのではと思いますが、水利組合としては中々動きづらい状況で、個人的な感情も生まれてきて、水利費も徴収しているので水利費を払ってもらえなくなるようないろんな問題に発展したり難しい面があります。ただ農業委員会として何かできることはないかという事なんです。目に余るところを名指しで指導するのは難しいかな、確約をとるのも問題があるのかな。「私は草を払います」とすべての農業者に求めるのも…。何かもう少し大きな抜本的方法があるのではないかと思います。数か月前の米騒動の時期にテレビで農地の取材をしていましたが、その中で今コメが不足している。米を増産しましょう。という課題で議論されていました。いやこれ以上は農地は増やせません。国にやっていただきたい事は、増産のための補助金など考えられているが、大きな農家や法人の方が一番望んでいるのはこの畔払いであり、水路の管理だという事でした。人件費が高い。それと40町、100町という規模で作っている農地をまずは一画にまとめて作りたい。そうした時にその中の斜面の長い水路の土手を払ったりとか、そういう面に非常に苦慮している。国に対しては、水路の斜面は構造対策といったような事業を起こしていただいて、農業者が農業ができる環境を整備してほしい。基盤整備しても土手は払わないといけないという課題はついてきますけど、その辺を事業として考えていただきたいとテレビに出てました。まさにその通りで、米を今から作る農家は10年後は限られた人数になって大きな法人になることが予想される。その時には目も当てられないような環境になってくる。そのような中で土手を払わない、農道を払わないとなったときは、水土里サークルの方で農道の除草の回数を増やす、畔は自分のところは自分で守るのが基本ですので、目に余るようなところを農業委員会として行政指導ができるのかどうかを聞いたかったのですが、たぶんできないような回答でしたので、これでよろしいかと思います。

〇〇〇〇 先ほども申しあげました通り、1号全部利用効率要件の中に畔の管理も含まれているという事で、「農地の管理は耕作者がするんだよ」というのは言っていたいていいと思います。なので我々は農業委員会だよりの中で、農地の適正管理についてという事で畔の管理をちゃんとしましょうという記事も載せてあります。

〇〇委員 農業委員、推進委員が個人でそれ対応するのではなく、私は農業委員会として指

導ができるのかできないのかを聞きたかった。

〇〇〇〇 そこについては、皆さんに対して公平に指導することは可能だと思います。一人に対して指導した場合は、他の人はどうなのかという事になっていきますので、その辺を鑑みながら委員の皆様の判断で指導しましょうという事であれば、文書による指導もしくはお願いができると思います。表現等どこまでできるかは県等とも相談しながら判断したいと思います。個人に対して一人だけという形になってしまうと公平性の観点からおかしくなるので、当分の間は3条申請をだされる申請者に近年畔等の管理が悪いから一律で確約をしてくださいという意味で書類を求めるのは理由が立つと思います。たしかに貸し借りの場合は漏れてしまうことになりますが、委員会の方向性として判断していただければと思います。あともう1点、出しての方の気持ちとしてやっとならしてもらえたという方も一定数いらっしゃるの、そのあたりの心情も踏まえてどのように指導していったらいいかご検討いただければと思います。

議 長 私としては、今回3条で〇〇委員も畔のことを本人に確認したりお願いしたりしました。私もまたそうしました。何回も現地を見に行ってお願いいたしました。農業委員会としては、全部すぐに出来るわけではないので、こうして3条をとおして畔の管理をお願いしたり、或いはリレーションシップ活動の中でも私は畔はどうなっていますかきれいにしていますかと話をしています。そういうお願いを今のところはしていただければいいかなと思っております。他にご意見はありませんか。はい、〇〇委員。

〇〇委員 例えば犬猫の放し飼いなどをしないように防災無線で呼びかけています。草は夏場生い茂って、畔だけでなく舗装道路のところで見通しを悪くしていて、交通安全上も問題になる。例えば夏場の草が生い茂る期間を強化月間として農業委員会や農林振興課が連携して、防災無線等で呼びかけることで農業者の意識付けにもつながるのではないかと思います。そういう事はできないでしょうか。あと広報誌で呼び掛けるというのもできないでしょうか。

〇〇〇〇 防災無線についてご意見をいただきました。現状、防災無線の内容を議論されているところです。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、畜産の子牛価格も平均だけを言うように変わっております。関係のない人もいるという事で防災無線の趣旨にそぐわないということで見直しをされております。ただ広報に関しては可能かと思われまので町の広報誌若しくは農業委員会だよりで発信していく必要があると感じているところです。

議 長 よろしいでしょうか。この後また勉強会の場合でもご意見をいただきたいと思います。

議 長 よろしいですか。以上をもちまして、令和7年度第6回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

議 長

3 番委員

4 番委員